

## 第13回大阪府市統合本部会議

### 1 開催日時

平成24年6月5日（火） 14:05～15:45

### 2 場所

大阪府咲洲庁舎2階 咲洲ホール

### 3 出席者（名簿順）

松井大阪府知事、橋下大阪市長、木村大阪府副知事、総山大阪府副知事、田中大阪市副市長、山口大阪府市統合本部事務局長、京極大阪府市統合本部事務局次長、  
上山特別顧問、堺屋特別顧問、木谷特別参与、  
山本大阪府立公衆衛生研究所所長、河西大阪府立公衆衛生研究所企画総務部長、  
引石大阪市立環境科学研究所長、山本大阪市立環境科学研究所調査研究課長、  
笠原大阪府商工労働部長、古寺地方独立行政法人大阪府立産業総合技術研究所理事長、  
魚井大阪市経済局長、中許地方独立行政法人大阪市立工業研究所理事長

### 4 議事概要

（山口事務局長）

それでは、お待たせしました。ただ今から第13回の大阪府市統合本部会議を開催させていただきます。以後、座ってやらせていただきます。

まず、本日の出席者ということで、京都大学の産官学連携本部寄附研究部門教授の木谷哲夫先生が来ていただいていますので、よろしく願いいたします。毎度のことでございますが、その他の先生方は時間の都合で資料に記載のとおりですので、省略させていただきます。お許しください。ちょっと堺屋先生、遅れていますけど、もうじき到着ということですので、よろしく願いします。これは毎度のお願いですけれども、インターネット等で放送しておりますので、ご発言するときは必ずマイクを通していただきますようよろしく願いいたします。それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日の議題ですけれども、お手元の次第のとおり、協議事項が1件、報告事項1件ということですが、一応、会議の終了のめどとしては3時半ということで終了させていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、協議事項の1ですけれども、これは、類似・重複している行政サービス、いわゆるB項目ということで整理をしている部分ですけれども、その中の公衆衛生研究所、環境科学研究所、それと産業技術総合研究所、工業技術研究所という公設試験研究機関の2件について所管部局のほうから説明をさせていただいて、その上でご議論をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目の、公衆衛生研究所、環境科学研究所について、大阪府立公衆衛生研究所の山本所長より説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

（山本府立公衆衛生研究所長）

大阪府立公衆衛生研究所の山本です。願いをいたします。座ったまま報告をさせていただきます。

早速、本題に入りたいと思います。今日は時間が限られておりますので、今日、お手元に、これまでの検討を踏まえて現状分析と方向性について配付させていただきました。この資料に添って、少し簡潔にポイントだけを拾ってお話をさせていただきます。もし足りないところがございましたら、ご指摘いただければ補足、追加説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページ目をご覧ください。これは、いわゆる地方衛生研究所についての概略を示したものです。地方衛生研究所というのは、いわゆる法令による必置機関ではなくて、厚労相の設置要綱に基づく任意設置の研究所であるという点でございます。全国都道府県、並びに政令都市は全部設置されておりますけれども、中核市は約3分の1しか設置されておられません。中核市、特に大阪においては、高槻、豊中は未設置です。設置はまさに、ここに書いてございますように、調査・研究、試験・検査、研修・指導、情報収集・解析・提供ということが機能として求められておまして、これを基に設置されているわけでして、設置されていないところは、そこの保健所がこれに代わってやると。これのできないところは、公衛研のところへ持ってくると、それを補完する形で実施しております。全国現在79カ所ございますけれども、設置形態は若干異なっております。これは状況により、いわゆる衛生環境型の複合型と、衛生型の単独型の2つになります。我々公衛研は衛生単独型であり、環科研さんは衛生環境の複合型になっております。

4ページ目をご覧ください。これは両研究所の概略を示しております。ざっくり言いますと、公衛研は環科研より一回り大きい。サイズ及び職員数、設備等で、大体そういったイメージでよろしいかと思います。これはもちろん、公衛研は約530万、府民の担当をしますし、環科研さんは大阪市民、今260万人ぐらいいますので、それを担当しているということで、こういった差が出てきているかと理解しております。

5ページ目をご覧ください。これは大体、どのような組織でやっているかということを示したものであります。両研究所、大体似たようなものです。違うのは環境と栄養専門学校、この2点が両研究所によって少し違う項目になります。

6ページ目、これは対象業務の分野を示しております。これも大体似たようなもので、ただ、先ほど言いましたように、環境分野等が少し違うということと、もう一つご理解いただきたいのは、大阪府の場合は府知事の権限に基づいた業務を行っているという点と、大阪市の場合は政令指定都市としてのやらないといけない項目があり、そういう面で若干、共通部分以外のものが業務の中に追加されております。

7ページは大体検査数とか云々で、これは後で見ていただければということで、第2章のポテンシャルのほうをご覧ください。

9ページ、1カ所訂正がございます。9ページの一番左側に研究員、府が90人となっておりますけれども、これは73人になります。ご訂正お願いいたします。これは、こういったようなことを両研究所でやっているかということを押しなべて並べた表であります。基本的に同じです。府のほうは、母体となる府民の数が多いので、検査件数は多くなります。この中で、特に環境監視と、いわゆる市の環科研のほうは少し違う業務を持っておりますので、その辺のところが変わってくるということで、大ざっぱに見ると、こういう似たようなものを行っているという、これは地衛研に求められている業務ですので、当然そういう形になります。

ページを少しのぼっていただいて、11ページ。11ページは、両方の地衛研が、全国の地衛研の中でどのような位置づけにあるのかということ、ざくっと見た表であります。主に並べています地衛研は、比較的人口の多いところを対象にしたもので、北海道、東京、神奈川云々で、検査検体数であるとか、いわゆる研究員1人当たりの検査件数というのを並べております。ただこれは、注意していただかないとならないのは、検査検体というものに対する概念が必ずしも一定ではないと。研究所によって基準が必ずしも一定ではないために、出てくる

数値をそのままのみにはできないということでは、注意が要るということと、もう1点は、例えば東京と神奈川に関しては、保健所でやっている検査を地衛研に一括しております。したがってボリュームが非常に大きくなっているという、設置状況が地衛研によって、若干違いますので、これも、そういった背景があるということをご承知おきください。

12ページ目のところを見てください。地衛研におきましては、通常の検査業務、実態はかなり高度な検査業務になりますけれども、それ以外に、状況を把握する上においては、どの程度レベルの研究能力があるのかというのが1つのマーカーになります。というのは、求められているのは、調査研究とか、かなり高度なリスクマネジメントというのがありますので、ここに書いてありますのは左側、研究員当たりの発表論文数です。研究度は発表論文数の多寡が大体、機関であるとか研究所の能力を推し量るバロメーターになります。

ご覧になってわかるように、大阪府、大阪市はいずれも、ほかの地衛研に比べると、かなり高い数値を示しております。ここには書いてございませんけれども、これは、実は和文、日本語の論文と英語の論文を一緒にしたものです。我々、研究をやっておりますと、英語の論文数というのは実は非常に大きな意味合いを持ってきまして、英語の論文数が幾つ出ているかというのを1つのマーカーにいたします。ここには書いてございませんけれども、大阪府の場合は英語の論文数、昨年度の報告数からいくと、1人当たり0.48、東京都が0.14、神奈川が0.19、愛知が0.41、大阪府が0.43、横浜市は0.04、名古屋市が0.13という数値になります。これからもわかりますように、大阪府と大阪市は、他の地衛研の中においては、研究発表論文数においては、実はトップレベルであるということ強調したいと思っております。

続きまして、ページ飛びまして14ページをご覧ください。これは文部科学省の科学研究費補助金の獲得件数です。これも研究領域においては、研究のレベルを推し量る、いわゆる競争的な外部資金をどれくらいとっているかを見ると、その研究所の能力が、ある程度、見ることができるということで、よく使われるバロメーターになります。

平成23年度だけを見ましても、実は、大阪府と大阪市は、各地衛研の中ではトップレベルにありますけれども、平成24年度、これは、ほかのデータは出ていませんけれども、大阪府と大阪市のデータは、もう既に出ております。採択件数では、府が22件、市が7件で、トータルで29件になります。いわゆるジャンプしているということです。科研費配分額も23年度、右側の表ですけれども、府と市で2,800万が、今年度は6,000万に倍増いたしております。いわゆる、そういう研究レベルという意味においては、府と市は、実は、各日本の中の地衛研の中では、はっきり言って飛び抜けているというふうに言っても過言ではないかというふうに考えております。

最後、統合のプロセスの方向性、第3章に移ります。こちらをご覧ください。

17ページに、その概要をまとめておりますが、両研究所の業務について感染症分野、食品分野、環境衛生分野については、おおむね府市で共通しております。一方医薬品については、主に府で、環境部門および栄養専門学校は、市独自の事業となっております。また、検査業務等に係る予算計上については、府は本庁担当課からの配当で、市は依頼各局から手数料として計上をするなど、管理の違いも見受けられます。こういう新たな大都市制度の実施時に、円滑に組織統合が図れるように、共通分野の業務プロセスの一元化を進めるとともに、共同研究や公開セミナーなど、可能なものから事業の共同実施の拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。

市の事業のうち、栄養専門学校については早急に廃止の意思決定を行った上、新規の募集停止を行い、平成25年度末で学校事業を廃止したいと考えております。また、市の環境分野については、そのあり方について、引き続き検討を行い、25年度中に結論を得たいと考えてお

ります。

統合研究所の運営形態については、この間、具体的な検討を行っていませんでしたが、先月末に、参与との勉強会で、独立行政法人や大学の附属研究機関といった選択肢についてのご提案をいただきましたので、検査業務のあり方、市環境部門のあり方についての検討と並行して議論を進めていきたいと考えております。

施設につきましては、両研究所施設ともに、築後相当の年月が経過しており、研究所としては早期に新たな施設に入りたいという気持ちもありますが、これまでの経緯、今後の事業面の検討状況や運営形態のあり方など、幅広い視点からの検討が必要であると考えております。

18ページ、最後のページになりますけれども、主に事業面での、これまでの検討状況を踏まえ、両研究所に共通する分野の事業一元化に向けた工程表をお示ししております。

以上、両研究所の統合について、現時点での検討状況についてご報告させていただきました。以上です。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

それでは木谷参与のほうから、すいませんがよろしくお願いします。

(木谷特別参与)

先ほどご紹介いただきました木谷です。

お手元の特別参与所見メモ、それから統合に向けた提案という資料がございますけれども、そちらを基に説明させていただきます。本来は資料、タスクフォースとして一本化したかったんですけども、ちょっと意見の一致を見ませんでしたので、特別参与所見ということでご説明をさせていただきます。

結論から言いますと、ただ統合するだけでは仕様がなくて、大幅な選択と集中が必要だというふう考えております。本来、非常に社会的ニーズもどんどん変わっていく、技術もどんどん進化するというので、日進月歩が非常に著しい、そういう分野でございますけれども、現状を見ますと、過去、いったん始めた検査、公害のときには公害検査、そういうふうなものを、いったん始めたものを、その後状況は変わっても見直さず続けているというようなことで、業務の中には、もう既に必要性の低下したものもかなりあるのではないかとこのように考えております。したがって、大幅な業務の見直しは不可欠かなというふうに考えております。社会的にニーズが低下したものは、やはり業務の縮小、あるいは廃止をすべきであろうということがございますね。一方、社会的ニーズは高い、しかし民間でもできる、あるいは民間のほうがむしろまくできるものは、公的に行う必要性がやはり薄いのではないかと、民間にどんどん委託すべきではないかとこのように考えております。

これは、パワーポイントの資料の2ページを参照いただきたいんですけども、右下の部分でございます。これは、社会的ニーズはあると。例えば栄養専門学校などは非常に人気の高い分野でございます。どの学校も非常に志望者数が多いですね。そういうところをわざわざ公的にやる意味がほとんどないのではないかなというふうに思われます。そのほかにも、右下の分野は、民間にきちんと委託すれば、それを管理すれば、それはできるのではないかと、そのやり方を探るべきではないかなというふうに思っております。

一方、既に、社会的ニーズが少なくなっている、小さくなっているのではないかと、この左上、左下のほうですね。こちらのほうは、やはりやめるべきだということに考えております。

一方、右上のところは、社会的ニーズも高い、しかも、この研究所は2つとも研究水準が結構高いわけでございます。強みを生かすと、かなり将来のアセットになり得る分野があるん

ではないかなと思っております。その1つは感染症ですね。あるいは特保、そういう医薬関係、あるいは食品安全、あるいは危機管理ですね。そういったところは社会的ニーズもあって、研究力と研究水準という競争力もあるということで、今後の柱というふうになり得るのではないかなというふうに思っております。したがって、ただ統合するのではなくて、こういうあるべき姿、強みを生かして要らないところは切って、あるべき姿から逆算して必要な部分を強化して、残りは縮小、あるいは廃止をすべきかなというふうに考えております。

そのあるべき姿の案としては、4ページにございますけれども、これはあくまで案ですけれども、こういう形で、公衆衛生研究機構、名前は別にどうでもいいんですけれども、新しい研究所ですね。その下には、やっぱり3本ぐらいの柱があるのではないかなと。疫学情報解析センター、これは疫学ですから、インフルエンザとか、そういうものでございます。食品安全センター、これは食品関係のスタンダードで、規格であるとか、あるいは食の安全を担保するというところでございます。水準を高めれば、大阪だけで生レバーが食べれるとか、例えば、そういうふうなこともできるのではないかなと思います。

危機管理センターですけれども、これは、例えば、あいりん地区の結核、これを撲滅と、そういうプランを立てるとか、そういうふうなこともできるのかなということでございます。あるいは非常に、危機管理でございますので、全部自分で持つておく必要はないですね。危機が起こったときには、大学とか、あるいはほかの機関と、どうやって連携をするか、そういうシミュレーションとか、そういうマニュアルをつくって、それを練習しておく。そういうふうなことによって、自分でアセットを持たずに危機管理をマネージするような、そういうことをやっていくべきではないかなというふうに思っています。これは、あくまで案ですけれども、例えば、こういうネーミングも大事なかなというふうに思っております。そういうあるべき姿を変えてから統合すべきではないかなと、こういうふうに思っております。

それをやろうというふうなことを考えますと、メモの2番目ですけれども、やはり今の人事と予算とのあり方では、ちょっと無理かなというふうに思っております。例えば、人事、これは非常に大きいなというふうに思っております。役人として雇用をされると。そういうことでは、やはりちゃんとした人が雇えない。ちゃんとした人というのは、研究水準で、やはり雇用をしないとけないということですね。研究意欲、あるいは今後のキャリアパスというのがございますので、任期付きの採用であるとか、あるいは、ほかからの出向とか、そういういろんなバリエーションがやはり必要だと思います。終身雇用で役人としてというのは、ちょっとそぐわないのではないかなというふうに思っております。したがって、こういうふうなことをやることによって、要は、人事の弾力化、これで有能な研究員を採用する、それで高度な研究と検査、予知能力と、そういうのを育てていただく、それで住民利益の最大化が図れるのではないかなというふうに思っております。私は、また、採用後も、これは社会的ニーズはどんどん変わりますので、研究業績の有無、あるいは社会的ニーズの変化によって弾力的に人事が行えるように、やはりする必要はあるかなと思っております。

予算ですけれども、予算についても、役所の中ではどうしても対前年比の積み上げということになってしまうんですね。去年、こういう検査をやっていたので、こういう検査と、それでは、ちょっと弾力的な資源配分ができませんので、やはり資源配分を自由に行えるようにすべきかなというふうに思っております。

そういうふうなことを考えますと、やはり独法化が必要ではないかなというふうに思っております。ただし、地独法、どの都道府県でもあるんですけれども、独法化されたところはないんですね。それは、公権力の行使である、例えば、〇157を出したところは営業停止とか、そういう公権力の行使にかかわるので、役所自体が検査を行う必要と、こういうふうなことが言われておるわけでございます。しかし、役所から委託を受けて検査するだけですので、役所

にアドバイスをすると、そういう契約をすれば、役所自体がやる必要はないのかなというふうに思っております。

この独法化については、実は過去、検討されております。平成18年か19年なんですけれども、過去、検討されたことがあるんですけれども、結論としては現状維持という結論になっています。その論点は4つありまして、今申し上げたように、公権力の行使なので、役所自体が検査を行わないといけない、そういうものと、あるいは、ほかの地衛研は、すべて役所が直営しているということと、それから効率化を重視すると、健康危機管理への対応が不安になるとか、あるいは法人化、要は役所から離れて法人化すると、国の機関とか、ほかの地衛研とか保健所との関係が分断される、そういうふうな論点がいろいろ書いてあるということでございます。

しかし、それぞれ、私の観点を申し上げますと、1番は、今申し上げたとおりですね。公権力の行使自体は役所がやると、これは当然なんですけれども、それにデータを供給する、あるいは意見を提供する、こういうことでございます。それでできるのでないかと。

2番目ですけれども、地衛研の制度自体、厚生労働省も、これは50年ぐらい前ですか、できて、いけば全国的に、ほかの都道府県を見ますと、人口の小さい県とか、存続の難しい、非常にサブスケールの、非常にいろんなメニューを小さい予算でやっている、そういう存続の難しくなる地衛研も今後出てくるのではないかなと思われるということですね。したがって今後、国レベルで見直しが必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

3番目なんですけれども、地独法、これも行政機関の1つの形態でございます。したがって、地独法になって効率化を重視したからといって健康危機管理ができなくなるというわけではないというふうに思います。むしろ効率化したほうが、使うべきところにお金が使えするというふうに思っております。

4番目なんですけれども、法人化をすると、ほかとの連携が分断されるということなんです。例えば病院を見ますと、独法になったからといってネットワークが弱まっているわけではないですね。特に組織の形態とほかとの連携というのは関係ないのかなというふうに思っております。

これはしたがって、独法化、過去検討されて否定的な結論が出ているんですけれども、これを今回、本気で検討すべきだというふうに考えております。

4番目ですが、これは大学と統合するという案もあるのではないかなというふうに思っています。これは、アメリカなんかを見ますと、州によって大学の下にぶら下げたり、独法化をしたり、いろんなやり方をやっているわけなんですけれども、大学の傘下に入ると、まず研究者を確保しやすくなるとか、いろんな有利な点がございます。研究も若干似ているところがあるということで、シナジーがあるということですね。ただし、問題点は、大学というのは、遠山レポート以降、要は、本分は教育だ、教育機関だということになっていますので、教育をしない研究所とかセンターというのは、なかなか日本では難しくなっているんですね。そうすると、せっかく大学の下に入れて、ちゃんとした業務をやろうという目的でスタートしても、教育せいとか言われて修士課程を増設しますとかいうと本末転倒な感じになりますので、ちょっと大学の下に組織的にぶら下がるのは良くないのではないかなと。あくまで独法として、大学の敷地の横にある、あるいは敷地の中に立地するとか、大学とのシナジーを最大化できるようにするのがいいのではないかなというふうに思います。

5番目、これは今回の検討のスコープに入っていないんですけれども、保健所というのがございまして、これは非常に、保健所の検査業務というのは、最適化する余地が、私は非常に多いのではないかなというふうに思っています。質、それから効率性の観点から、非常に改善する点が多いのではないかなと思います。現在の保健所、14カ所ございまして、検査を行って

いるのは7カ所と、中核保健所に検査員を集めてやっているんですね。検査員は100名ぐらいいるということです。これは、例えば、埼玉とか神奈川では、今、山本所長からもお話ございましたけれども、1カ所に集中してやっているんですね。1カ所に集中すると、専門力も上がるし、水準も上がると。しかも、やっぱり100人も要らないのではないかなというふうに思いますね。この大阪というところで、ちょっと場所が離れていたりすると駄目なので7カ所必要だという話もあるんですけども、せいぜい検体を運ぶだけですので、どんなに遠くても1時間か2時間で届くと。1カ所に集めたら、相当な効率化が可能であるのではないかなと思っております。これも今、検討のスコープには入っていませんけれども、これは、検討をこれからすべきだというふうに思っております。

以上です。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

それでは、ご議論いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(橋下市長)

これはデータで、東京と比べても、ちょっと同じように比較ができないという話がありましたけども、もともとの資料の11ページなんですけども、だから、検査総件数で、検査の数え方とか、あと保健所で集まってくるから、これだけになるんですかね。ただ、一番右のところの研究者1人当たり件数というのは、仮に保健所から、保健所検査課の業務も地衛研に一元化されてきた場合の研究者1人当たりの1人というのは、保健所検査課の職員の数は足し込まれていないんですかね、これは？

(山本府立公衆衛生研究所長)

個別の数値に関しては私、必ずしも明るくはないので、確定的なことは言えませんが、基本的に、そういうことも踏まえて、ただ検査員を研究者としてカウントするか、その辺のところの線引きが、各衛研によって基準が違うんですね。だから、大きく目安としてとらえていただきたいと。これ、そのものを数値云々で固定化するというと、ちょっと違った理解になってしまうのではないかなと。大体こういったようなものですよというふうに見ていただければ結構かなと思います。

(橋下市長)

いや、ただ、この数字がボンと出ると、すごい効率がというふうな、先ほどの木谷参与が言われた効率性のところで、いや、これ、大阪全域の場合で、1人当たりが326で、東京が953、ちょっと、そういう意味では保健所検査課の、その職員が足し込まれていないんですかね、東京のほうが。

(山本府立公衆衛生研究所長)

それと、もう1つは、東京都は、ポリシーとして、基本的に検査のほうに集中すると、研究はどちらかという、もう既に撤退といったら、ちょっと語弊がありますが、そういうような傾向が、実は、先ほど言った、論文の発表数であるとか、そういうことを見ると明らかになってきていますので、いわゆる、そちらのほうにシフトしているというふうに見ることができます。



(橋下市長)

その辺の、全体の、こういう公衛研というか、地衛研というんですか、こういう研究所というか、ここの所の役割なんですけども、知事のときは、そこまで、ちょっと分析というところまでは入らなかったんですけど、役割は、東京の場合には、研究、そこまでやらなくても検査実務のほうに集中するというのは、そのほうがすっきりくるのは、すっきりくるんですけどもね。

(山本府立公衆衛生研究所長)

これは、まさに方針によるわけで、我々こういう医療の公衆衛生をやりますと、リスクマネジメントの非常に大きなものです。日ごろ、これは起きていません。だけど、起きたとき一体どうするんだ、どこが面倒を見るんだということになると、それをきっちり担保できるためには、ある程度の能力が必要なんです。それを、日々のルーティンワークのところだけに集中してしまうと、何か起きたときに対応できますかというのが大きな懸念としては残ってくる。どこに軸足を置くか、日々のルーティンワークだけに十分な人員と予算だけで良しとするのか、あるいは近年、新型インフルもそうですし、O111もそうですし、この手のものは、実は非常によく起きてきています。こういったものの対応をどういうふうにか考えるかによって、その対策がだいぶ変わってくるだろうと。その辺のところは、まさに方針を決める上での大きなジャッジになるのではないかなというふうには思います。

(橋下市長)

結局、いろんな施設の、こういう分析をして、文化系もそうなんですけども、その役割分担が何か日本の行政ってはっきりしていないなというところがありまして、国と地方と大学、大阪の、この研究所は新型インフルを研究しなければ対応できないという我が国の体制ではないと思うんですよね。そのあたり、研究にしても何にしても、税金がどんどん投入されれば、民間と違いますので、やりたいことを、とにかくやり続けられるのが、この行政組織の欠点でもあるところでありまして、みんな研究だとか何とか、これが必要だ必要だとなれば、そこに無尽蔵に人と金を投入できますので、それは、やっぱり役割分担は、国と地方と大学の役割分担というものを、僕は統治機構も国と地方の役割分担にこだわっているんですけども、そこはどうなんですかね。

(山本府立公衆衛生研究所長)

地域の特性はあります。特に、こういう衛生環境というのは、地域、地域によって、実は加味しないといけないという特性がありまして、中央では共通する部分はやるけれども、地域特性は、それは地域のやることですよということになるわけですね。

(橋下市長)

そうすると、先ほどの論文というものは、全部地域特性に基づく。

(山本府立公衆衛生研究所長)

色分けは、必ずしもできないのが、研究という、そういう特性を考えると、地域だけをやっているかという、必ずしもそうではない。だけど、単子眼的に見るか、ある程度の枠で見ると、リスクマネジメントというのは、必ずしも単子眼的に見て、すべてがカバーできるわけではない。いわゆる、国がやるべきこと、地域がやるべきことの線引きというのは、実は、必ずしも明確でないというのは現実です。



(橋下市長)

ただ、これ、研究員当たりの発表論文数、大学だったら、それは、いいのかもわかりませんが、大阪府、大阪市、これを足し込むと、12ページだと、東京都なんかと比べても、ものすごい、そちらに厚く金と人的なエネルギーが割かれているのかなと、パッとこう見たら、そういう感じがしますので、やっぱり行政である以上は、大学研究機関ではないので、他都市がそれでやっているということになれば、基本的には、そういうところと合わせながらの、やっぱりマネジメントが必要だと思うんですけどもね。

(山本府立公衆衛生研究所長)

1つ、これでよろしいですか。私、大学にいた者からいいますと、大学でやる研究と、こういった地衛研でやる研究は、実は違いがあります。大学は基本的に基礎研究です。皆さん、そちらの方を志向いたします。こういった応用研究というのは、やはりこういったところでやらねばならないものは、どっかでサポートしないと、大学はいわゆる、やりたい人がやるというシステムになっていますので、そういう意味では、そういう存在意義は非常に大きいものだというふうには考えております。

(上山特別顧問)

現行の研究、所長さんがお話をされると、どうしても現状維持といいますが、これは大事なんだという話になっちゃうと思うんで。ちょっと別の角度から、私の見方を、ご紹介したい。これは、公衛研については、橋下知事の時代に、行革の中でチェックをしたことがある。そのとき、私が思った印象は、もし、大阪府が、関西と言ってもいいですけど、この公衆衛生だとか、最近の分野を戦略分野ととらえるのであれば、投資すべき分野かもしれないと。もし、そうじゃないとしたら、関西全体の中で1個だけあれば十分という気がしたんです。

あのときの議論は、大阪府の中に、堺市立と大阪市立と大阪府立と3つあって、3つも要らんのじゃないかという。そういう議論をしていて、それは全くそのとおりだと。単なる作業だし、車で行けばすぐだし、ヘリコプターも使えばいいから、関空で何か起きたからといっても、別に南のほうで対応する必要はないとか、そういう議論をしていた。いわゆる危機管理だとか、必要最小限の機能というふうな意味でいうと、日本に1個だとまずい。東にだけあって西にないのはまずい。九州にあって東京にあって関西にないのは、多分まずい。多分、関西には1個必要なんだろうなと。しかし、今、道州制、関西という単位では動けていない。そういう意味では、大阪に1個は要る。そのとき、さらに議論したのは、大阪では、今後、高齢化が進んでくる。大阪の医療機関の蓄積がかなりあり、関空もあるし、ヘルスケア産業、薬品産業もある。こういう地盤をベースに考えると、こういう機能というのは、ひょっとすると、投資して、地域全体の医療産業のインフラの1つして前向きに考えられるかもしれないと。そういう議論をしていた。

大学改革のほうでも、西澤学長がおっしゃっていた話ですけども、市大の医学部が、例えば保健所のデータを使って、よその国立だとできないような研究ができる可能性があるのだけれども、今はそれができていないと。今後は、保健所、パブリックヘルスの分野と連携したような公立大学らしい医学部にしていきたいみたいなことをおっしゃっていた。そういう意味でいいますと、私は今後の作業として必要なのは、この分野は、現状維持なのか、投資すべき領域なのかの見極めです。つまり地域戦略の議論、これがまず1つ。

それからもう1つは、市大医学部及び府大の農学部かどこか知りませんが、これに関連するような分野が、こういうところと一緒にやる可能性というのがあるのかどうか。さっきの

木谷先生の話は、私は文科省及び国立大学についてはそうだと思うんだけど、新大学大阪に関しては、遠山ビジョンとは別に経営すればいい。やろうと思えば、大学との連携というのはいり得ると思う。ですから、この辺の前向きのシナリオが成り立ち、かつ、やってみたいという専門家が、十数人か20人かいるということであれば、私は積極的な意味で独法化すればいいと思う。だけど、そうじゃないというのであれば、単なる維持管理の機能なので、あえて独法化する必要もなく、必要最小限の人だけ公務員で残して、あとは徹底的に外注して、全部出してしまう。たとえば職員数人の組織にして、現業的な作業は一切公務員がやる必要がないということで、徹底的な民営化、このどっちかじゃないかなという気がする。

(橋下市長)

そのの、その徹底的な民営化って、そこは、それでできるんですか。

(上山特別顧問)

作業の部分、かなりありますよね、今。

(木谷特別参与)

今でも結構やっています、外注して、それを品質管理をするというやり方ですね。

(橋下市長)

検査業務自体は、でも、それは、ここがやるんですね。

(木谷特別参与)

検査業務は民間にやってもらうと。

(上山特別顧問)

さらに、もっと出す。

(木谷特別参与)

さらに、もっともっと。今、ちょっとやっているんです。

(橋下市長)

そしたら、公衛研とか、地衛研という、僕も公衛研を見に行ったんですけど、そこで検査をやっていますよね。それは今、民間で、もう全部でき得る検査なんですか。

(上山特別顧問)

今は、民間でもほとんどできるんじゃないですかね。

(河西府立公衆衛生研究所企画総務部長)

それは、感染症とか病原菌、検査をするということは、標準となる病原菌等を地衛研で持っています。それと最終的には同じかどうかというふうな形で、遺伝子検査等もするわけですけども、民間では、なかなか病原体を保有する、そこまでの精密な検査を実施する機関は、まだまだ少ないと。それ、今、公衛研が持っているような検査を受ける研究機関、検査機関があるのかどうかということですね。そこまで、まだ、民間は育っていないのではないかなというふうに考えております。

(上山特別顧問)

今のは、半分正しくて、半分そうじゃないと思うんですね。確かに、役所じゃないといいますか、公衛研の設備を持っていないとできない種類の難しいものもある。特に大きな危機が発生したときはそうですね。一方で日常、保健所ではちょっと無理なので、そっちで見てくれとって上がってくるようなものは、必ずしも、そんなに難しくないというふうに聞いている。それは程度の問題なんだろうと思うんですけども、いわゆる作業を、もっと外にどんどん出していくという意味では、私は民営化的な余地は、ぎりぎり見ていけば、いっぱいあるんじゃないかと思う。

ただ、大事なことは、さっきちょっと所長がおっしゃっていましたが、日常のたわいのないルーティンワークに見えるような検査をやっていく中から、知見みたいなものが出てくるといことだと思。銀行の融資なんかもそうなんだけど、日常のお金の出入りを常にチェックしている人がいるから、思い切った融資をドンとできる。これ似たところがあって、こういう仕事というのは、やっぱり高度なことだけやっていると、単なる研究、お勉強になっちゃう。だから、あまり今日の資料には出ていないんだけど、そこの何か経験科学みたいな分野が、もうちょっと表現できてくれば、さっき言った前向きの戦略もできるんじゃないかと思う。だけど今は何か雑用処理みたいな話の数字と、それから論文の数という、国立大学文化の学術の世界の2つのデータしか出ていないから、公衛研の持っている本来のポテンシャルみたいなところが、可視化できていない。

(橋下市長)

実際、知事時代に、新型インフルのときには、公衛研と保健所でフル稼働をしてもらったかと思うんですけども、あれは、ああいう事態になると、行政としてというか、民では対応できなくなってしまうんですね。

(河西府立公衆衛生研究所企画総務部長)

最終的に、保健所で患者さん対応をして、そこから検体をとって、それが新型のインフルかどうかという判定は、初めは国立の感染研に持っていきまはすけれども、すぐに公衛研は対応できるということで、公衛研で全体検査をしております。それは保健所と一体になって、ローテーション勤務を組んで、早期に全部検査をするというもとで、一定の危機管理的な役割を果たせたのではないかと考えていますけれども、なかなか、そこを、そういう分野まで、民間の検査機関が、実はあるのかというと、そこは、今時点では、そういった分野は非常に、なかなかないのではないかなと。それ以外の、先ほど上山先生おっしゃったように、別に、そこだけの検査をやっているわけじゃありませんので、いろんな検査をしておりますので、これ、民間にいけるんじゃないですかというところは、もっと今後、市さんとも協議を深めていきたいと思っておりますけれども、非常にやっぱり、直営というか公衛研でないといけない分野はあるというふうに考えております。

(橋下市長)

ちょっとまだ、今日はこういう整理なんですけど、危機管理で持っておかなきゃいけない部分というものは一定の領域はあるとは思うんですね。それと、民間でもできる検査と、あと研究とか論文といっても、そこまでのレベルはやらなくてもいいでしょうという話と、実際に、この仕事をやる上で必要なものというのがあるので、多分、今の行政組織の場合には、今ある組織を前提にしますから、この組織でできることを全部やっちゃうと思うんですけども、その

辺の整理はどうなんですかね。

(河西府立公衆衛生研究所企画総務部長)

いろいろな分野の検査は、もちろん実施してきているわけですが、民間で育ってきているところは順次見直しをしているというのが実情で、例えば公衛研でいいますと、今年度、研究員で5名ぐらいの定数を削減しているんですけども、それは民間でできるでしょうという分野についてはやめて、違う部門に人員を再配置したというような経過もございますので、決して昔からずっと同じことをやっているということではないです。

(橋下市長)

今、市政改革でも、いろいろ、こうやっているんですけど、行政の場合には、いや、本来の危機管理体制は、かくかくしかじかで、それは人口ベースで考えるのか、何か過去の、そういう感染症の発生件数で調べるのか、どうなのかわかりませんが、危機管理体制としては、これぐらいが危機管理体制としては持たなきゃいけませんよ、その範囲で必要な研究体制というのは、この範囲ですよとかいう、あるべきものが必ずなくて、今ある体制で、とにかく削れとか、少なくしろとか、何かそんな議論なので、本来は、この大阪には、どんな体制が必要なんですかという問いに対しては、どうなんですかね。そこが一番知りたいところでもあるんですけど、大体何名ぐらいの体制で、きちんと体制を組んでおくというのが必要なのかというのは。

(山本府立公衆衛生研究所長)

数値的に何名あればいいというものではないんですけど、ただ、大阪という置かれた状況と、これから進むであろうと、いわゆる建設的な視点から、やっぱりとらえる必要があるのではないかなど。そういう意味においては、ゼロから発展させることを考えるよりは、今ある、持っているものを、いかに、先ほどの参与のお話にもありますように、建設的にとらえるか。それがひいては、大阪府民に対しての、いわゆるリスクマネジメントで、安心できるというものを提供していこうと、その中にももちろん適正サイズというのは当然あるわけなので、これをもう少し時間をかけないと、いわゆる何人だからオーケーですよというものは、この種のものには、なかなか難しいというのがあります。

(橋下市長)

そうすると、今いる人数にも合理性がないということになってしまいますよね。

(山本府立公衆衛生研究所長)

基本的に、そういうことになります。いや、適正サイズとは、何をもって適正サイズというんですかということになって、視点によって、実は変わってくるわけなんです。ただ、現在のは、歴史的な経緯がありますので、いきなり、この人数というわけではありません。その中で、もまれて、もまれて、ここへ来ているというのは、これも1つの事実です。

(橋下市長)

ただ、本来は組織体制を考えるとときには、普通は何か事業をやったり、民間の場合には、この事業をやるためには、このサイズだということを徹底議論をして、体制を組むという話をするんですけども、行政の場合には、それがなく、今ある組織体制をどうするのかということから出発点になってしまうので、本来は、そこを時間をかけてということでもあるんです

けれども、今までの経験とか、いろんなそういう他都市の自治体の運営状況とかいろんなものを見て、本来はこうあるべきだということ、そこをまず固めなきゃいけないと思うんですけどもね。

(堺屋特別顧問)

私は、この公衆衛生医療関係は素人なんですけども、次に出てくる工業技術のほうですね、私は工業技術院の研究開発官で、工技院の研究所を統括する仕事を5年やっておりましたので、そっちは結構、詳しいはず、つもりなんですけども、まず、さっきおっしゃった一番の問題は、ここは地域の問題なんですか、それとも研究の問題なんですか。日本の医療というのは、地域差ばっかり言うて、アメリカの資料、外国の資料データは採用しないとか、今も、ものすごく、それで批判されているわけですね。それが、さらに、日本の中で地域が違うって、大阪府と大阪府が違ふとか、大都市と地方が違うのはわかるけども、地域の問題なのか、研究の問題なのか。地域だけの検査をしているんなら、保健所の深いやつですよ。そうなのか、何か研究をせないかんのか、機能がよくわからんですね。

だから、さっきおっしゃったように、地域の問題だというなら、それに徹したらいいと思うんですよ。それから、もう1つは、民間が、やっぱり現在あるかどうかよりも、育成すべきなのか、現に公立がやっているから民間が伸びないのか、あるいは、こういう種類のものは民間では、こういう理由でやれないんだというものなのか、聞いていたら、もうちょっと時間がかかるといような話がありますから、ひよっとしたら、積極的に育成したら、民間でできるかもしれないですよ。そういう大阪の公衆衛生研究調査機関のあるべき姿というのは、どういふものなのか、もうちょっと、やっぱり地域ということも大事ですけども、世界的といふか、全国的なデータを活用したほうがいいんじゃないかと思うんですね。

この間のインフルエンザのときもそうだったけども、成田空港へ来たのが、なぜか大阪の高校だけがえらい騒ぎになって、大阪へ行っちゃいかんといふた。東京あたりでは、成田空港から帰ってきた人がなったのに、もう大阪へ行っちゃいけないと、えらい言われたんですね。ああいうのは一体、どういふふうな状況になっているのか、よくわからないんですけどね。地域の問題といふのは、どの程度のものまでをいふのか、それと、共通的な分野を、どの程度、国や、他の公立研究所の間で交換していくのか、そのビジョンといふか、あるべき姿といふのは、今とはちょっと違ふような気がするんですけどね。

(山本府立公衆衛生研究所長)

まさに、ご指摘のところ、そういったものは検討していかないといけないと、本来ならば検討しているはずなんですけれども、ただ、少なくとも感染症とか医療に関しては、実は、それこそ二、三十年前と様相が非常に変わっております。

例えば、近年も、皆さんご承知のように、O111というユッケの食中毒事件がありました。O157は、皆さんよく承知でしょうけども、O111というのは初めて、恐らく一般の人は初めてだったんです。現場でこれをやるとなると、O157といふのは、ルーティンの試験項目の中に入っていますけれども、O111にはないんです。これをやるためには、それに迅速に対応するようない機関がないと、民間は基本的に契約で成り立っていますから、ないものをやれといふても、それは基本的に受けないわけ、相談は乗るでしょうけど。一体どこがやるんですかといふことになって、やはり高度にそれを対応するところがあつて、初めてそれが、対応が可能になる、それはまさに、いわゆる行政の責任であります、責務である。安心して住民がそこに住める、そこで食べるもの、あるいは息をすることも、まさにそういうようなサポートがあつて、初めてできるわけで、これは目には見えませんが、そういう意味で地域性と

言いましても、実は、それが富山か何かで起きたのが、実は、かなりのレベルで全国に広まっている。感染症にしていけば、例えば新型インフル、その前に、新型インフルの場合もメキシコで起きたのが、あっという間に日本まで来てしまうと、そういう地域性には、昔のような地域性にとどまらないようなものができてきているということは事実なんです。そうはいつても、地域、地域で住民が当てにするのは、まず目の前にある研究所であり、保健所であり、そういったところがしっかり対応してくれないと、いや、国がありますよというわけにはいかないというものではないかなというふうには、考えております。

(塚屋特別顧問)

保健所と研究所というのは違うと思ったけどね。そこが一番問題で、保健所は、今のユッケの問題は、実は大問題で、事故が起こっていないのに禁止令がどうかというのは問題なんですけど、それとは別に、保健所の問題と、それから研究所の問題とは違うでしょう。そこが、やっぱり峻別して、研究所としての機能はどうするかということだと思うんですね。

(木谷特別参与)

すいません。住民への提供価値ということで考えると、やはり感染症の分野と、それから食中毒の分野、ここで本当に、ここは安心だなというふうに、やっぱり水準が高いことというのは結構必要だなというふうに思っています。埼玉なんかで間違えて、カイワレか何かに、何か菌が発見されたら、そういうリポートが上がってきて、結局、それは公表されて、本当に、そのカイワレ業者が大損害を被ったと、そういうふうなことがありましたということですね。だから、ミスがないように、やっぱりちゃんと水準を高めないといけない。そういうのが高い水準で、感染と。

あるいは、もう1つ、お金になる分野も、実はあるんじゃないかなというふうに思っています。ビジネスモデルとしてですね。それは、特保の領域ですね。大阪の製薬企業が非常に多くて、非常に、日本最大だと思うんですけども、集積がですね。そこで、やはり医薬品に関して何か規格をつくれるとか、それを検査できる。それはお金になるのではないかなと、将来ですね、ちょっとばくつとして申し訳ないんですけど。その3つの分野では、やっぱり提供価値が住民、あるいは大阪の産業に対する提供価値というのが、はっきりと定義できるのではないかなと思いますね。はっきりとしないやつは、全部民間と。

(塚屋特別顧問)

そこが問題なんですよ。だから、産業振興の研究をしているのか、それとも公衆衛生の検査をしているのかで違うだろうということなんですよ。

(橋下市長)

そこは、僕もちょっと公衛研のときに、そこまでは関与しなかったんですけど、こういうのって、研究所とか、そういうところで中期計画みたいなものというのが、こういう方向性で、こういう政策にコミットしていこうというようなものは、つくられているんですね。

(山本市立環境科学研究所調査研究課長)

そもそも環境科学研究所では中期計画はつくっておりますけども、あくまでも大阪市の行政の施策の中で、それに対してどういうふうな形でコミットしていくかという形で方針を立てているという形になっております。したがって、産業がどうのこうのという話はなっておりません。

(橋下市長)

それは、今後はどうなんですか、今後の進むべき方向性としては。いや、そこまでは、ちょっと担えないというのか、そういうところまで行くのかというのは、どうなんですかね。

(山本市立環境科学研究所調査研究課長)

そういう方向性で考えたことというのは、今、公衛研さんと大阪市の環境科学研究所の間での議論の中でも、そこは、まだやっておりますので、今後、例えば、私どもの持っている今、木谷参与からお話でました特保の許可試験につきましても、実は、大阪市立大学の医学部との間で共同研究を最初進めようという形で興った事業でございますけれども、基本的には、私どもの許可試験の部分だけが残っているというような形になっております。しかし、私どもは、過去から栄養の分野については、かなり今の食品の理化学検査以上にやってきておりますので、食品の機能という発展性については、ある程度、期待できるのかなというふうには考えております。

(橋下市長)

広げ出したら、どこまでも行ってしまいますので、行政の場合、ちょっと僕は、市長としては、危機管理体制は、だから、どんな体制を持っておかないといけないのかというのは、非常に気になるんですけどもね。大阪という大都市で府市合わせて、どれぐらいの、そういう体制を持っておかなきゃいけないのかなというのは、ものすごい気になるので、そこは何か、ちょっと、どうあるべきか。

(山本府立公衆衛生研究所長)

これを直接、日本では比較にならないんですが、実は私、先週アメリカに行ってきました、アメリカのワシントン州の、同じような地衛研がございます。非常に向こうは危機管理体制という意味では、はっきり言って非常にお金もかけていますし、人材も投入しています。その思いは、まさに、住民を守るというファンクションなんですね。それをいかに、行政がそれにお金を出すかということで、できればそういったところを一度ご視察いただければ、現状と比べて日本がどうなのかということは一目瞭然だと思います。ただ、そこまで必要なかどうかは、これはまさに行政の判断になりますけれども。

(橋下市長)

ただ、それはちょっと、危機管理体制は、知事も、そこは力を入れるというふうに言っていますが、いろんなことを、公衛研とか大阪市の環科研ですか、だからそういうところも整理して、そういう方向で力を入れていくということであれば、そういうふうに進めていかなきゃいけないと思うんですけど、今の研究所ありきで、ちょっと見えないなというところがあるので、これは今度、以後進め方をどうするんですかね。これは単なる組織の統合問題じゃなくて。

(山口事務局長)

今日はどちらかということ、危機管理も含めて、あるべき将来の姿というか、これからの姿ということで、もっと検討を深めてはというご指示をいただいたものだと思いますので、ちょっと今までは、どちらかということ、両者を合わせて、どういう統合をするかということでやってきましたけれども、当然、これからの中で業務の一元化であるとか、あるいは組織とか施設をどうするんだということも含めて検討していくということになっておりますので、今、ご指摘



いただいた部分は、まさに業務とか組織体制を、どう一本化していくのかという中で、こなし  
ていく課題だと思うので、少しお時間をいただいて、ちょっと検討させていただければという  
ふうに思うんですけども。

(橋下市長)

だから、そういう意味では、大都市で危機管理体制が必要だというのであれば、消防のハイ  
パーレスキューじゃないですけども、片や、こっち側で、大阪消防庁やったらハイパーレスキ  
ューみたいなものは、きちんと持っておくべきじゃないかという議論があるのと同じように、  
こういう研究所で、大都市大阪、関西の中心で、これぐらいの体制は、やっぱりしっかり整え  
ておきましょうというような議論があれば、それは、そっちの方向に向かって、重点的に投資  
するなり何なりということはあると思うので、僕も、ちょっとそこまで、この役割とかそうい  
うのが、はっきり認識しきれてなかったところがあります。

(総山副知事)

危機管理も確かに大事なんですけど、私の理解しているのは、府民の安心安全を守る、健康  
を守るために、まず保健所があると。保健所に7つの検査室があって、検査をしていると。それ  
はデイリーなものとして、例えば、保健所職員がスーパーに行って、この間ありましたね、  
放射能汚染の肉が紛れてないかどうかを検査していると。その検査をしたセンターとして公衛  
研があると。保健所で検査できないやつは公衛研へ持ち込んで、この間、買っていたいた機器  
で放射線をやっているというベーシックな、府民の安心安全を守るために、どれぐらいの機  
能が要って、それが、危機管理のときに、どれだけ力が出せるのか。インフルエンザが、ぼー  
んと飛んできたときに、公衛研がもたもたしていたら、とてもじゃないけど、もう、できない  
わけじゃないですか。だから危機管理もあるし、ベーシックの府民の健康をどう守っていくの  
か。そうした延長線上で、どこまで市場へ委託できるのか、本来やらないかんと。すべて委託  
してしまいますと、危機のときにできなくなってしまう、その要素もあるし、そういう検査を  
十全ならしめるために、研究という機能をどう考えるのか。研究一辺倒で、研究だけの組織だ  
ったら、行政として仕事をしていないのに金を出す必要がないかもわからない。そんなトータ  
ルも含めて、あとは、府と市が2つ、今ありますので、それぞれが都になったときに、どうい  
う形であれば効率的なのか。例えば東京、金沢みたいに、もう保健所にはやらせない。全部  
一手にやるよというやり方もあるかもわからないし、中核市なりの区ができるから、その区が  
共同設置するような公衛研、あるいは環科研みたいなところでできるかもわからないし、それ  
も含めて考えていかないかんと。危機管理だけではないということだけ、ちょっと申  
し上げたかったんです。

(橋下市長)

僕の危機管理というのは、ベーシックの検査のあれも含めてです。だから、放射線のやつは、  
知事時代に、あれをつけてやったじゃないですか。だから、ああいう体制もどこまで必要な  
かと、そこも含めての危機管理なんですけれどもね。どこまで大都市に必要なのかというのが、  
人員から、機器から何からというのを、こうあるべきだということを出してもらえれば、それに  
必要な、また研究とか、そういうようになってくると思うんですけど。

これ、組織なんですけど、知事、独法化の話というのがあったんです。これは、いつもやっ  
ている地域主権戦略会議の議論と、これは同じで、独法化が嫌なときに必ず、この公権力の行  
使であるのと、この理由が出てくるんですけども、これは、基本的には、僕はずっと知事  
時代からも、組織の自律的マネジメントが、まず、それが最優先で、不都合なところは修正と

いうことを考えてやっていこうということを、ずっと号令かけてやってきましたので、知事も良ければ、独法化をやっぱり軸に考えて、不都合なところは乗り越えていくという発想でやるべきじゃないかなと思うんですけど、これ、独法化は、前提は非公務員型なんですかね。

(京極事務局次長)

基本的には、非公務員型です。

(橋下市長)

そうですね。だから、産業技術研究所にしても、あの府のほうの環農の研究所にしても、やっぱり組織は自立型、自律的にマネジメントをして、人員配置も、予算も、その中でやりながらやっていくと、柔軟にやっていく。そうなってくると、非公務員型で硬直的な人事とか、人件費の体系に縛られない形で、やっぱり組織はマネジメントしなきゃいけないということがあるので、独法化の非公務員化を軸に、ただ、いろいろ行政の仕事をやる場合には、何をどう修正しなければいけないのかという発想でやらないと、必ずこの議論になって、全部できないという話になってしまいますので、やっぱり組織は、あくまでも独法の非公務員型、やっぱり公務員型というのは、人員マネジメントができませんので、非公務員型の独法化というのを軸にすべきだと思うんですけどもね。

(松井知事)

方向性はいいんですけど、今まで役割分担の話は、これは全くなかったわけですかね。市の研究所の方は、今日はあまり発言されていないんですけど、その辺、市としては、住民に近いところでやってこられた中で、どうなんですか。

(山本市立環境科学研究所調査研究課長)

大阪府と大阪市の役割分担というお話でしょうか。

(松井知事)

はい。

(山本市立環境科学研究所調査研究課長)

それにつきましては、やっぱりいつも出てくる議論なんですけども、地域が違うということで、それぞれ結局、例えば結核の場合ですと、あんパンの中のあんの部分は大阪市がやって、周りには大阪府さんがやられていると、それが一緒になったところで、新たな今後、共同研究の中で、新たな共通でやることで、新たな成果が生まれるというようなお話はしているんですけども。

(松井知事)

地域性の部分だけですよ。結局、役割分担をしてきた。ほとんどは、その中身については、ほとんど、ほぼ、だぶっているということですよ。それで、両研究機関とも老朽化をして、これからは施設についても、どうにかしていかないかん時期にきているのは、同じ考え方に立っていただいているんですよ。それじゃ、あとは、その中身を公の責任としてどこまでやるか。それは直営でやるのか、公務員型でやるのか、非公務員型でやるのか。組織をマネジメントする形としては、やはり独立行政法人のほうが、いろんなものに、逆に縛られずに、どんどん自分たちの努力によって発展もするしという可能性も大きくなるという、そういう方向性で

ものを考えるということでもいいと思いますけどね。

(山口事務局長)

すいません、今、本部長のほうから、だいたいまとめていただきまして、その方向で考えていただくということでよろしいでしょうか。特に、ほかにございませんでしょうか。そしたらすいませんが、時間の関係もあるので、次の議題のほうに。

(橋下市長)

これは、そのあるべきような、中身の話も今度、6月か何かに出てくるんですか。それは出てこないんですか。

(京極事務局次長)

今日、木谷参与からいただいたペーパーで、選択と集中で強みを伸ばして、民間でできる、ああいう振り分けをしていただいているので、今日また、こちら側の、行政側のタスクフォースでも、統合プロセスの中で、そういう選択と集中を多分、整理するというロードマップを書かれていますので、時間的には、方向として、そういう考え方は、基本的方向性の中でまとめさせていただきますが、具体的な選択と集中をどうするかというのは、統合プロセスの中で、早い時期に整理するという事になってくると思います。

(橋下市長)

安心安全を支える組織として、重要であることは、もう、しっかり認識していますので、あとは、ちょっとどう、これからの時代に合わせた組織にするかということですから、これ、建て替えをやって、きちんとしたあれにしまさなきゃいけないんでしょう、もう、これね。

(総山副知事)

健康増進センターの中に入りますので。

(橋下市長)

府のほうは、そうなんですよね。だから、そこを、だから、ちゃんと、あれをしまさなきゃいけませんので、しっかりした設備といいますか、組織に。

(木谷特別参与)

独法化が基本です。

(橋下市長)

独法化と非公務員型というものを軸に考えてもらいながら、体制整備というか、それはしっかりやっていきたいと思いますので。

(山口事務局長)

そしたら、すいませんが、それでよろしいでしょうか。

次に、議題に移りたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

それでは2つ目の議題に移ります。

産業技術総合研究所と工業研究所ということで、まず大阪市立の工業研究所の中許理事長のほうより資料に基づいてご説明をよろしくお願いいたします。

(中許市立工業研究所理事長)

市立工業研究所の中許です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、木谷特別参与のリーディングの下にまとめました府立産業技術総合研究所、産技研と市立工業研究所、市工研の現状分析と方向性について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。まず現状と課題でございます。府市研究所の概要でございますが、現在、産技研は和泉市あゆみ野に、市工研は大阪市城東区に立地してございます。下のほう、ご覧いただきたいんですが、産技研は金属、電気・電子、機械・加工等を得意分野とし、市工研は化学、高分子材料、バイオ、ナノ材料等を得意分野としています。このように、両研究所は得意分野並びに特徴のある施設、機器等ですみ分けをして、これまで企業支援を行ってまいりました。

5ページをご覧ください。予算額、運営費交付金等は、そこに書いてございますとおりです。職員数ですが、産技研は121名の研究員が、市工研は80名の研究員が技術支援業務に従事しております。業務内容なんですけれども、技術相談に始まりまして依頼試験、設備開放、受託研究等の有料の技術支援を両研究所ともに行っております。なお、両研究所が研究成果による技術支援として企業に実施契約をされています特許の件数と実施料は最下段に示したとおりでございます。

6ページをご覧ください。この図は両研究所の研究員の業務時間分析を行った結果を示しております。両研究所の主たる技術支援機能でございますが、産技研はご覧いただきますとわかりますように設備開放と依頼試験等による企業支援を中心に行っております。一方、市工研は受託研究等の研究開発を通じた企業支援をメインに実施しているということが特徴となっております。

7ページをご覧ください。もう少し業務内容について見ますと、産技研は主な専門領域、機械加工ですとか金属などで支援をしており、市工研は化成品やバイオなどの化学系分野で、それぞれ満遍なく企業支援をしています。産技研は、この表にございますように、設備開放と依頼試験でアプローチを行い、市工研は受託研究で特徴のある企業支援のアプローチを行っていると言えます。

8ページをご覧ください。8ページは両研究所の顧客、ユーザーの状況を示したものですが、先ほどご説明しましたそれぞれの専門領域に応じた業種の企業様が利用されまして、その7割から8割が中小企業になってございます。また、企業の立地を見ますと、全体の7割から9割が大阪市を含む府内となっております。

9ページをご覧ください。両研究所の有償のサービスを利用されています企業数の推移を過去3年間にわたって見たものですが、両研究所ともに一定の顧客を確保して技術支援サービスを提供していますが、このところ横ばいではございまして、新たな顧客開拓を行うという共通の課題を有していると言えます。

10ページをご覧ください。この10ページは最近購入した11機の1,000万円以上の重複機器を示したものです。産技研は試験分析ですとか機器開放を目的として購入の意思決定をされ、それに見合う業務収入と稼働率を上げておられます。一方、市工研は研究開発を重視し、まず委託研究や自主研究を目的として機器を購入し、その後、研究成果を技術移転する受託研究等に展開して業務収入と稼働率を上げていくということになってございます。11ページに示してございますように、したがって、両者の主たる技術支援機能の違いが主要機器の購入価格と稼働率の関係にも表れていると言えます。

それでは12ページ以降、事業の整理、研究所のポテンシャルについて説明させていただきます。

13ページをご覧ください。両研究所の歳出予算、いわゆる人件費と事業費を合わせたものでございますが、それに占める業務収入の割合を見ますと、他の工業系公設試験研究機関に比べまして非常に高い値となっております。産技研は16.5%、市工研は21.6%と、非常に高いパフォーマンスを示しております。

14ページをご覧ください。研究員当たりの生産性で見ますと、どちらも業務収入は他の公設研に比べまして、かなり高く、それぞれの技術支援機能において、産技研は依頼試験数、それから設備開放において強みを持っていることがわかります。また、市工研は受託研究数において強みを発揮して、企業支援に対するアプローチを行っているということが見てとれます。

15ページをご覧ください。企業支援をするための、技術支援をするための研究機能面でのポテンシャルを見るために、研究発表等の件数を示したものが、この図でございます。両研究所の研究発表数は他の公設研に比べまして多く、研究機能も優れているということが出来ます。

16ページをご覧ください。両研究所とも論文発表件数については、それぞれ単独でも優れたパフォーマンスを示していますが、単純に足し合わせましても統合をする研究所としては群を抜く研究所になり得るものと考えられます。

17ページをご覧ください。さらに研究力を技術支援力に結びつける指標として知的財産を考慮することができるかと思いますが、この図は両研究所が保有する知的財産の価値を特許として出願された技術の注目度を指標化したパテントスコアの強さで評価したものです。これから見ますと、両研究所を統合すれば、足し算を超える価値を創出できる、つまり両研究所の研究力を技術支援に結びつけて総合的に発揮できるものということが考えられます。

続きまして、18ページから統合プロセスと経営形態について述べさせていただきます。

19ページをご覧ください。これまでの現状と課題から考察しますと、両研究所は一定の役割分担を行っていますが、一方で共通の課題も持っております。それぞれの強みを生かすとともに、できることから強固な連携を進め、総合的かつ高度な研究、技術支援、並びにサービスの最大化と設備投資等、効率的運営を図ることが求められます。業務では共通の課題を認識し、業務プロセスの共通化や共同事業を拡大し、研究テーマの一体的な選定等が求められます。組織経営形態ですが、現在の地独法に統合規定がないため、地独法の改正を要望するとともに、例えば合同経営戦略会議を設置して大きな方向性を一体的に決定していくことが重要と考えられます。そうすれば、機器の購入等につきましても、そういった設備面の課題についても一体的に取り組むことが可能だと考えられます。

20ページをご覧ください。第2章の事業の整理、研究所のポテンシャルから考察しますと、両研究所が産業界の動向を先取りするような、いわゆる技術シーズを生み出す研究開発と、また一方で企業がまさに今持っている技術課題を見越した課題解決型の研究を行い、その成果を企業支援にフィードバックする好循環の実践から統合によるさらなる新技術の創造と、ものづくりを支える知と技術の支援拠点にシナジー効果を発揮することが期待されます。

21ページをご覧ください。そのためにも、法人統合に向けては、まずは現在の地独法の法人統合規定がないことに対しては、国等に対して改正を働きかけるとともに、我々としては先行して経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等について検討し、機能面の実質的な統合と事業の効率化を図っていくことが重要と考えます。

22ページをご覧ください。そうした先行した取り組みとしての経営戦略の一体化につきましては、この図に示します外部機関、企業代表を交えた合同経営戦略会議を設置し、経営戦略の一体化により業務を推進して両研究所の強い連携を先行的に実施していくことが考えられます。

23ページをご覧ください。先行した取り組みにつきましては、共通課題の解決やお互いの

強みを生かすため、業務プロセスの共通化の検討を進め、また導入できるものから、例えば業務プロセスの共通化につきましては、研究テーマの選定会議、機器購入評価判定の会議、合同広報・顧客拡大検討会議などが考えられますし、連携事業の例としては、共通の技術相談窓口の設置、支援サービスの料金手続等の統一、両研究所へのサテライト研究室の開設など、導入可能なものから順次計画し実施していくことができると思われます。

24ページをご覧ください。ここではそうした統合に向けたロードマップを示してごさいます。24年度は、まず合同経営戦略会議などを立ち上げ、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等の検討を進め、可能なものから順次計画を実施してまいりたいと思います。25年度以降は業務プロセスの共通化と連携事業について、実現可能なものから計画します。また、その他のクリアすべき課題についても検討してまいります。

それでは、最後の26ページをご覧ください。最後のページは6月1日に実施されました府内のオンリー1、ナンバー1中小企業4社の経営者からのヒアリングによる意見聴取の内容をお示ししたものです。その際に、3つのテーマについて公的試験研究機関を利用される企業のニーズをお聞きすることができました。それで、これらの意見を参考にいたしまして今後、両研究所はさらに顧客ニーズをリサーチし、統合の新機軸についても検討を継続し、両研究所の持つ強みと総合力を生かして、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点、スーパー公設試を目指すべきと考えます。特に、このときのヒアリングの際には、大企業にない技術力を有することが生き延びていく中小企業としての大事なことであって、そのために中小企業の行き場である公的試験研究機関には強固な産学官連携の促進によるいろんな情報提供、技術マッチング、技術開発支援を期待したいというように言われていますので、私ども、そういったニーズを十分酌み取って、スーパー公設試を目指して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

(山口事務局長)

ありがとうございました。それでは木谷参与、何かあれば、はい、すいません。

(木谷特別参与)

はい。基本的には両研究所、やっている分野は違いますので、すみ分けているということで、合体して、設備とか重複して持っているものをなくすとか、ある程度効率化するとか、共通のマネジメントを入れて研究テーマを効率化するとか、基本的には、そういうことになっているということですね。統合してスムーズにやっている。両研究所の協力体制は非常にいいので、統合するということでは、別に特段プロセス的には問題はないのかなというふうに思っています。

ただし、本当にこれが製造業中小企業の役に立つという観点からは、本当にこれから何をやったらいのかというの、何をやったら一番役に立つんだらうというの、ちょっと私にも現在、ちょっと模索をしているという感じですね。それで、こういう企業ヒアリングをお願いしてやったということでございます。

大企業はどんどん外に出ていっていますと。例えばパナソニックがマレーシアに太陽電池のセル生産を移管しましたと。そうすると、中小企業はついていけないですね。あるいは韓国企業からうちとやらないかみたいな話が結構たくさん来ている。急に最近増えていますね。それはなぜかという、何で急にそんな激しくアプローチしているのかという、聞いてみたら、中国企業に先を越されるのが怖いようなんですね。要は、彼らは、もう日本の大企業って、実はそれほど、本当は技術力というのは中小企業に頼っているというのは、もうわかってきたと。だから、もうそこを取っていかうとしていると。非常に危機感を持っているわけですね。

ただ、何ができるのかなというところで、ちょっとこれから新機軸を出していかないといけないということですね。

ちょっと、この企業ヒアリング結果というのを補完して申し上げますと、企業の人材育成というところ、これはベトナムから研修生というふうに書いてありますけれども、この会社は3Kですね。汚い何たらで3Kと。日本全国で募集しても5人しかワーカーが募集してこなかったと。ベトナムに行って連れてきている。何十人も今まで連れてきて、日本人以上にできると。もう幹部社員として登用していると。そういう研修を東大阪で彼らは自分たちでやっているんですけれども、例えば、こういうところで機械を使わせてくれないかということですね。今だと高いんで使えないと、こういう感じなんですけど、そういうニーズは1つあるのかなというふうに思いますね。

あるいは、より高度化するという観点からは、ドイツのフラウンホーファーという有名なこういう生産技術の研究所、あるということですね。自分の知財を持っていると。太陽光発電で一時世界になったキューセルズというベンチャー企業があるんですけれども、そこは特に自分たちが技術力はなく、技術は全部フラウンホーファー研究所の知財を使ったというふうに言われています。ですから、それだけの力があるドイツの研究所があると。それは基本的に公営ですね。それで会員は月10万円か何か世界中にそういう情報提供をしている。だから、ドイツの企業だけじゃないです。世界の会社に会員になってもらって、月10万円で技術情報を提供しているとか、もっと情報欲しかったら20万円とか、何か幾つか段階があるんですけれども。現状を見ていると、そこまでの知財はないということですね。だから、より高度化して、そういう生産技術の知財の中心になるという方向というのは、実はあるのではないかなと思います。ただ、ちょっと道は遠いなということですね。

3つ目の規格とか知的財産の部分ですけれども、これは大阪の中小企業で非常に技術力が高い製造業がたくさんあるんですね。航空機の部品など、そういう精密加工をできる会社がたくさんある。ただし航空機産業でサプライヤーになろうと思ったら、JISQとかいう英語のドキュメンテーション、こんな分厚いのをしないとイケない。それはできないですね、自分たちで。英語ができる人、誰もいないと。仮に、こういうところで、そういうのをやってくると非常に助かると、こういう話もあります。規格の、要はアドバイスですね。どうやったら、そういうグローバルな規格を取れるのかというアドバイス。

もう1つあるのは、大阪の独自の規格とかブランド、匠という何かそういうブランドをつかって、若干の反響があったというふうに聞いていますけれども、大阪の製造業は非常にレベルが高いと。じゃ、そこである程度、分野を絞って規格をつかって、まあ言えば自分たちに都合のいい規格をつかって、それを認定ということにするとすると、結構大阪の製造業のブランド化が図れるのかなと、幾つかそういうアイデアは出てきておりますね。

これから、だから本当に役に立つには何をしたらいいのかなというのは、ちょっと考えないといけないなというふうに思っています。

(山口事務局長)

ありがとうございました。すいません、もう予定時間が来ましたが、少し延長させていただきます。

それで、そういうのもあるんですけど、一応、この議題に関連して報告事項ということで独法化の課題について、少しまとめているので、議論の前提として少し事務局のほうで報告事項をあわせて説明させていただきます。

(京極事務局次長)



資料3を、ちょっとご覧いただきたいと存じます。法的課題については3月の末にも一定整理を行いました、今日はいずれの項目についても独法化について方向性なりが触れられておりますので、この地方独立行政法人制度に焦点を当てて改めて整理したものでございます。

2ページ、開けていただきますと、地方独法に係る法的課題は大きく分けて2つございます。1つは、2ページにございます最初の1、対象業務の範囲ということでございます。法律のほうを見ますと、5ページに対象業務の範囲ということで、法律の概要を書いておりますが、いわゆる試験研究、大学の設置・管理、それから公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営、その他、公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理ということで、この5種に限定されております、現行の対象業務については。そういったことで、これまでも若干出てまいりました文化施設でありますとか一般廃棄物、下水道、こういったものについては対象業務の範囲から外れてくると。これについては我々事務局でも分析しておりますが、地方の時代と言いながら、こういう限定されていることによって地方の実情によっては地方独法化で大きな効果が得られるというふうに認められるものについても、できないというのが現状でございまして、国が画一的に決めているということの一つの弊害ではないかというふうに考えております。

それから、ちょっと2ページにお戻りいただきまして、もう1つの課題というのが、先ほどございました公衛研・環科研、産技研・工研、こういったものについて、あるいは先だって発表いたしました病院、こういったものについて、設立あるいは解散の法上の規定との関係で共同設置、府と市と共同で1つの独法をつくらうとした場合については、新規に設立する場合については一応法律上想定されておりますが、今回のように、それぞれもう既に独立行政法人となっているもの同士が統合するという点については、全く規定が整備されておられません。そういった意味で手続き規定がございませんので、現実には非常に統合するのが法的に困難な状況。あるいは1つのものに府を母体にして市のほうを入れ込んで共同設置としようとしても、これもやはり規定がないということで、非常に手続き的に全く整備されていないという状況でございまして。

こういった共同設置、せつかく府、市で共同で効果的な事業をやろうとしても制度として存在しないということ、こういった課題がございまして。そういった意味で今後、これらの項目につきましても、この6月に基本的方向性をすべて決定してまいりますので、それ以後、やっぱり速やかに国のほうに働きかけを行いまして、こういったそれぞれ各タスクフォースでロードマップまでつくっておりますので、そういったロードマップで、やはり統合時期までには法令改正、場合によっては政令でもいけるような、政令の範囲を増やしていただければいける可能性もございまして、こういったものについて、関係省庁、基本的には政令なんかは総務省というふうに聞いておりますので、そちらのほうへ働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、またそれぞれの立場で国のほうへ行かれたときにも、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

(堺屋特別顧問)

今の話で、一方を廃止して他方に吸収することはできる？

(京極事務局次長)

いや、それも手続き的に共同設置の場合は、なかなか難しいんじゃないかと。一方を廃止して、例えば府単独の事業とか、市を残して市単独の共同にするのは可能かなと思いますね。

(堺屋特別顧問)

可能ですね。

(京極事務局次長)

その後、例えば運営交付金を、そうするとどう負担するのかとか、非常にまた2つの団体が存在する間は非常に難しい問題が、また出てくるかとは思いますが。

(堺屋特別顧問)

それは出てくるでしょうけど、それはできることはできるんですね。一方を廃止して。

(京極事務局次長)

技術的には可能かと思えますけれども、それもちよっと多分、いったん清算して、新たに出資するという関係になってくると思うんですけども。

(堺屋特別顧問)

2つとも整理して？

(京極事務局次長)

ええ。ただ職員の身分が引き継がれるかどうかとか、そういった部分を、ちょっと細かい部分は、まださらに研究したいと思いますけれども。

(堺屋特別顧問)

そうでないと、法改正ができるまで一つにできないという話になりますよね。それは、なかなか難しい話だと思うんですけども。だから、やっぱり一方を廃止して他方に職員を移動するか、機能を移動するか、あるいは支出を移動するか、補助金を出すとか、AからBへ分担金を出すとかというような方法はできますか。

それと、もう1つ、今の技術研究所の関係で、大工試、大阪工業試験所とか国立試験所との関係はどうなっていますかね。これも、ちょっと私たちが企業から聞くのは、大阪工業試験所の話も、よく聞くわけですよ。大阪工業試験所も化学のほうが得意やとかいうようなこともありますので、それは一体どうなっているのか、その分担も将来的にどの程度の高度の研究までやるのか、さっきの衛生と一緒に、衛生をやっているのか、研究をやっているのかという問題がありますよね。この工業試験所、工業研究所はどういう範囲のことを考えておられるのか、その辺も、ちょっと整理しといてもらいたいと思いますね。

(中許市立工業研究所理事長)

現状で申し上げますと、大工試、今は産総研の関西センターというのが池田にございます。まず研究面でいいますと、かなり基礎研究をベースにしておりますので、大学に近いかなと思います。それから、産業支援の面でいいますと、共同研究をなさっている相手先が一般企業である傾向が見受けられます。必ずしも中小企業が入っていないという意味ではございませんけれども、そういう傾向が見られます。

それから私も産技研並びに市工研の技術支援の対象の企業というのは、先ほどもご紹介しましたように中小企業さんがかなりの率を占めている、七、八割を占めているということで、私たちは大学のような研究のための研究ということではなくて、やはりまさに企業にご提供できる技術シーズを生み出すための実用的な側面を視野に入れた研究を行って、その成果を企業さんに注入していくというスタンスでございます。そこで、つまり先生がおっしゃいました産

総研関西センターと市工研や産技研とのすみ分けというのは、それなりに役割分担をしながら、我々は中小企業さんを主な対象として支援していくということになってございます。

(橋下市長)

先生、国のやつは何というんですか、大……。

(堺屋特別顧問)

今は産業総合研究所。

(橋下市長)

池田にあるんですね。

(堺屋特別顧問)

産業総合研究所の近畿支部というのかな。

(中許市立工業研究所理事長)

産業技術総合研究所の関西センターです。それと、もう1つ、よろしいでしょうか。

私どもは、産技研のアプローチは非常に特徴的だと思いますが、自社では買えないような装置を安価に提供して、身近な問題解決に当たってもらう、あるいは依頼試験分析で、そういうことをさせてもらう、あるいは私どもの受託研究の中にはクレーム処理も含めた身近な、いわゆる課題解決のための研究開発もお手伝いしているというようなことでございまして、非常に間口を広く企業支援させていただいているという実態がございまして、

(橋下市長)

国との役割分担というか領域はすみ分けができていることなんですかね。

(中許市立工業研究所理事長)

はい、さようです。

(橋下市長)

僕、今日のお話、聞いて、府市統合本部では、わくわく感というか前向きな話というか、お互いに地方独法化して非公務員型だからというところが影響しているのかどうなのか、生産性の話とか全部含めて、何か前向きにもう一緒になってやっていこうという、そういうものが、すごく感じました。中小企業支援をやっていないとか、よく制度融資の話ばかりされて、制度融資の話ばかりになって、もっとお金入れろ、お金入れろとなるんですけども、僕は、やっぱりスーパー公設試という、こういうスーパーという言葉が僕が好きだということもあるんですけど、本当にこれをやってもらいたいんですけどもね、関西のと申しますか大阪の中小企業の本当に支援になる基幹施設として、府立のほうも古寺先生についていただいて、どうですかね、非公務員化になって。何か職員、まだそんな1年あれなので。1年でしたっけね、非公務員化になって？

(古寺府立産業総合技術研究所理事長)

いや、3カ月です。

(橋下市長)

3カ月でしたっけ。そしたら、まだこれからで、いろいろ部内で議論をして、前部長がいろいろ議論を尽くしてもらったところもあって、職員も完全にすんと胸に落ちているかどうか、僕も懸念はしていたんですけど、ただ、最後はみんなやっていくというような、そういうことも聞いていますので、ぜひ市のほうと府のほうと、本当にお互い独法化して、非公務員化で前向きにどんどん業務を広げて生産性を拡大して、スーパー公設試を目指していこうという意気込みを本当に感じましたので、ぜひお願いします。もう、これは期待していますので。

(松井知事)

京極さん、これは先ほどの法的課題の部分は、今、国で都構想の法案をいろいろ見直していただいただけそうな形になってきていますので、それが見直されると、これはまたガラッと変わるんですよね。

(京極事務局次長)

基本的には、こういった地方の意向に添ったような法改正の流れというのが、やはり取り入れていただけるようになりますと、当然こういった我々が望んでいる次の法改正にもはずみがつくというふうには考えております。

(堺屋特別顧問)

これ、別の法改正になるでしょう。だから、今やっている法改正が成立した後で地方独法法の改正が要るわけでしょう。だからね、そこがちょっと、また別の会期になるから、それを待つんじゃないしに、やっぱり一方を廃止して一方を統合せんと、うまくいかないんじゃないかと思うんだけど、これ。

(山口事務局長)

先生、ご存じのように、今、各党で検討されているものには一応、自治法関係の改正も当然ありますけれども、地方が提案をして、地方自治法以外に、都制度なり新しい制度をつくるときに必要な法的措置があれば、一応、意見を申し出なり提案をさせていただけるという範疇がありますので、その絡みでいえば、この地独法の改正というのも、都構想と同時にやるということであれば、そういうことを要請はできるという形なんです。(01:39:49)ただ、それ以前に、やっぱりしっかりやるということであれば、事務局としては、それを待つまでもなく、こういうことは地方一般にも必要であるということであれば、今からでも一応働きかけというのは当然できるというふうには考えているということです。

(堺屋特別顧問)

それやったら、地方自治法の改正の附則か何かで、こっちの法律を変えないと、別の法律があるから。ですよね。そやね。

(山口事務局長)

そういうことです。だから、そういう提案はできますけど、当然法律は違うもので改正されるという形です。

(堺屋特別顧問)

違うから、附則か何かで変えちゃう手もありますわな。

(京極事務局次長)

基本的には、独法法を改正していただくというのが一番円滑ではございますが、どうしても難しい状況があれば当然、セカンドチョイスとか、いろいろな形で、我々も当然、いつまでもずっと待ち続けるという、ほったらかしにするのではなしに、次善の策というような統合に向けた違う策というのも当然、長期化しない間に検討を進めて、そういった形で、できるだけ早い時期に統合という形がつかれるようなことは当然並行して進めてまいりますので、法改正がされないから、ずっと置いたままということにはならないような方策はとってまいりますので、よろしくをお願いします。

(橋下市長)

そこまでは、とりあえずは、この経営戦略会議か、そういう形で一緒にガバナンスを効かせてやってもらえるんですかね。さっきの木谷参与とか、この26ページの何かこんな話、本当、大阪の公設試が、どんどんフラウンホーファー研究所とかね、産技研と市工研で何かそうなってほしいですね。

(山口事務局長)

そしたら、そういう方向性でやらせていただくということで、よろしいでしょうか。

そしたら、本日の一応予定している議題は、これで終わりましたので、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。本当にお疲れさまでした。